

中国における飲食教育への提言

—日本における食育と比較して—

Proposal for Food Education in China :

By Compare with the Food Education in Japan

皮文昊

PI Wenhao

(和歌山大学大学院教育学研究科家政教育専修・大学院生)

赤松 純子

AKAMATSU Junko

(和歌山大学教育学部家政教育専修)

日本と中国の学校教育に位置付けられている食に関する教育（日本は食育，中国は飲食教育）についての比較分析を行い，日本の食育経験を踏まえて，中国における飲食教育へ提言したい。中国の飲食教育は食生活に関する教育として，食知識，食品安全意識，食品の選択などの向上を目指すと考えられており，義務教育段階の素質教育に組み込まうとする傾向が見られる。また，栄養，健康及び全社会的食品安全状況などを考えると，飲食教育を全面的に実施・推進する必要性がある。さらに，今後の学校における食育の推進が期待されている。食育の推進が全国に広がれば，青少年の食生活問題の改善に期待できる。

キーワード：飲食教育，提言，食育，日中比較

1. はじめに

日本では，「食生活に関する学習内容を小・中・高等学校の学習指導要領に位置付けているのは，教科では，家庭科，技術・家庭科である。家庭科における食に関する指導に当たるとともに，小・中学校に配置される栄養教諭とも連携を図ってそれぞれの職責を果たし，児童，生徒の豊かな食生活の実践につながる教育を目指すことが重要である」¹⁾とされている。

中国では，学校教育の中に教育課程として家庭科を設置していない。子どもに対する食生活に関する教育は，学校教育でほぼ行われていない現状にある。

しかし，近年，小学生の偏食問題や肥満症の問題が目立ってきており，中国の限られた東部地域では食知識についての教育が始まっている。

沈は，『上海教育』²⁾という月刊雑誌に中国の飲食教育の教材としての『小学饮食教育读本』(小学校飲食教育読本)の解説を書いた。この解説を契機に，2003年上海市静安区教育学院の研究員の陸少明は，小・中学校の飲食教育の課題を研究し始めた。陸の調査によると，現在の小・中学生は食知識が乏しく，食品安全と健康保健食品についての知識がほとんどない。その調査結果から，小・中学校における食に関する教育を実施するため，まず『小学饮食教育读本』(小学校飲食教育読本)を編纂する提案が公表された。2007年9月に，上海市教育委員会は静安区威海路第三小学校で行った教育研究会をきっかけに，『现代城市小学生生存能力教育实践研究』(現代都市部において，小学生における生きる力を育てる実践研究)の研究課題を出した。

2007年10月浙江省紹興市の第一中学校に小・中学校の飲食教育をスタートする式典が行われた。全国規模

の義務教育段階の飲食教育を初めて提出したのである。これは2007年の紹興年鑑³⁾に記載されていた。

沈によると，「上海栄養学会の協力の下に東部地域の飲食教育が開始され，2年間の実践研究を経て，2009年に『小学饮食教育读本』(小学校飲食教育読本)の教材が生まれた。この『小学饮食教育读本』(小学校飲食教育読本)の著者は陸少明，恽瑾である。この飲食教育教材の編纂と開発は『中国居民膳食指南(2007)』(中国人の食事摂取指針)を参考とし，上海栄養学会と上海病気予防センターの協力で，教材内容の設置を決めた。『小学饮食教育读本』(小学校飲食教育読本)の内容は栄養や食物の摂り方などのほか食品安全の内容も含めている」²⁾である。

袁は，『中国消費者報(2009年10月21日版)』(中国消費者報という新聞紙)に「国内首部小学饮食教育读本走进上海课堂」⁴⁾(国内第一部の小学校飲食教育読本を上海市で初めて使う)という新聞記事を報道した。この新聞記事により，2009年9月に上海市静安区威海路第三小学校では食育の内容を加えた『小学饮食教育读本』(小学校飲食教育読本)という教材を使い，飲食教育の授業を正式に必修科目に入れたことがわかる。同年11月23日から，上海市陳鶴琴小学校，江蘇州昆山市第一中心小学校，浙江省杭州市和睦小学校，3か所の小学校だけが飲食栄養教育の授業を続けて行っている。これらのことから，中国における飲食教育の第一歩を積極的に踏み出した。つまり，中国の東部地域の小学校における飲食教育の実施が始まっていることが明らかになった。

2. 本研究の目的

本稿では，食に関する教育とは日本の小学校におけ

る食育と中国の小学校における飲食教育の二つの内容を示す。

本研究では、日中両国における小学校の食育に焦点をあてて、食に関する教育の政策、内容、現状などの比較を行い、日本の小学校における食育と中国の小学校における飲食教育の共通点と異質点を分析し、その結果から、中国の小学校における食育の全面的に実施と推進する必要性を提言したい。日本の小学校教育における食育についての取り組みを参考とし、中国の小学校教育における飲食教育の推進に関して積極的な役割を果たすことが期待されている。さらに、今後、子どもたちの食生活に関わる諸問題を改善するため、子どもたちの心身健康的に発達を支援していくため、両国との交流などを通じて、両国の学校教育の食育に関する課題を見出すことにしたい。

なお、中国の小学校における食に関する教育の発端としての飲食教育を全面的に推進するため、日本の家政、家庭科教育の経験を鑑みると考えている。日本の家庭科における食育の成果や意義から今後の中国の飲食教育の方向性を探り出してみたい。

3. 研究方法

本研究では、日中両国における「食育」に関する論

文として取り上げる範囲を、小学校における食教育に関して論じているものに関する論文とする。日中両国における食に関する教育内容、政策、制度、計画等の論文を分析し、特に小学校教育の範囲で食生活とその指導及び教育に関する論文を抽出、分析し、比較し、整理した。中国の飲食教育に関する論文は「中国知网」という論文検索を利用し、キーワード「飲食教育」を入力し、関連する論文や図書・雑誌などの学術情報を収集した。日本のCiNiiも利用し、食育に関する論文や図書・雑誌などの学術情報も検索し、『日本家政学会誌』を中心として、食育に関する論文を抽出し、整理した。

4. 日本と中国の食育について

4. 1. 日本における食育の動き

日本における食育の経過をまとめたものが表1である。表1の内容参考した文献は森田の「背景と経緯―「食育基本法案」に関連して―」⁵⁾と伊深の「食に関する家庭科教育の現状と課題」⁶⁾である。以上の文献の内容を整理し、日本における食育の流れを表1に示した。表1から日本の食育は、内閣府が中心になり、農林水産省・厚生労働省・文部科学省の3省が共同して推進している国民運動であることがわかる。関係行

表1. 日本における食育に関する動き年表

年月	内容	付注
1997年9月	「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」保健体育審議会答申	文部省
1998年6月	食に関する指導の充実についての通知	文部省
1998年12月	農業体験学習等を推進するため、「文部省・農林水産省連携の基本的方針」に合意した。	文部省と農林水産省
1999年7月	「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)を受けて、翌年3月に「食料・農業・農村基本計画」が決定された。	食料・農業・農村政策審議会
2000年3月	「何をどれだけ、どのように食べたらよいのか」を具体的に実践できる目標として、新たな「食生活指針」を策定した。	文部省, 厚生省, 農林水産省
2002年4月	「BSE問題や食品の虚偽表示問題等に関連して、「食」と「農」に関する様々な問題が顕在化している」との認識のもと、農政改革の設計図として、「食」と「農」の再生プランを発表した。	農林水産省
2002年11月	3省連携による食育推進連絡会議が設置された。自民党の政務調査会に「食育調査会」が設置された。	文部科学省, 厚生労働省, 農林水産省
2003年7月	食品安全基本法は2003年5月23日に成立し、同年7月1日「食品安全基本法」施行された。内閣府に食品安全委員会が設置された。	第147回国会
2003年10月	政権公約(マニフェスト)に「食育基本法」制定を盛り込み、同年12月に「食育基本法案」を策定することを決めた。	自由民主党
2004年1月	第1回食育総合展「ニッポン食育フェア」等を開催した。同年6月からは「日本版フード・ガイド・ピラミッド」としてわかりやすく図式化する検討を始めた。	農林水産省
2004年2月	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長が参集した有識者による「食を通じた子どもの健全育成(―いわゆる「食育」の視点から―)のあり方に関する検討会」	厚生労働省
2004年3月	「食育基本法案(参法第9号)」が自民・公明の与党議員共同で参議院に提出された。	第159回国会
2004年5月	「学校教育法一部改正案」が成立し、小・中学校において「栄養教諭」の制度を設置することが決まった。	第159回国会に文部科学省提出

2005年4月	栄養教諭制度発足	文部科学省
2005年6月	骨太の方針2005食育基本法が成立し、同年7月15日から実施された。	第162回国会
2005年6月	「食事バランスガイド」は農林水産省と厚生労働省により決定され、同年7月に公表した。	農林水産省,厚生労働省
2006年3月	食育推進基本計画	内閣府
2006年4月	民間主導の「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立された。文部科学省は「子どもの生活リズムの向上プロジェクト」をスタートした。	文部科学省
2011年3月	第2次食育推進基本計画食育推進会議では、「第1次基本計画」の食育の推進の成果と課題を踏まえ、第2次食育推進基本計画が策定された。平成23年度から27年度までの5年間について定めている。	内閣府

政機関等の連携の下、食育として全国的に展開され、様々な機会を通じて取り組まれた食に関する取り組みが多くある。2000年3省合同で「食生活指針」を提出したことに始まり、2002年農林水産省が「食」と「農」の再生プランで食育の推進に取り組んでいる。2002年、文部科学省、厚生労働省、農林水産省は、3省連携による食育推進連絡会議を設置し、「食生活の改善や食品の安全性に関する情報提供等を内容とする“食育”」を推進していくこととしている。

2003年には食品安全基本法が施行された。2004年文部科学省は、「栄養教諭制度」など学校栄養職員に係る新たな制度を設置した。2005年に食育基本法が成立

し、食育は政府の課題として位置づけられたこともあり、知育、徳育や体育等を支える基盤として「食育」が基礎教育となるべきものと位置づけ、「食育」の重要性を法律的に主張している。

4. 2. 中国における食育の動き

中国における食育の発展経過をまとめたものを表2に示した。中国では1997年から国民健康推進のため、中国栄養学会は「中国居民膳食指南」（中国人の食事摂取指針）を制定した。その後中国衛生部は2007年に「中国居民膳食指南」改訂版が公表された。この「中国居民膳食指南」は中国人の日常食生活の指導方針の

表2. 中国における食育に関する動き年表

年月	内容	付注
1997年	「栄養士法」草案検討、「中国居民膳食指針」を制定した。	衛生部、中国栄養学会
2001年12月	「中国食物と栄養発展要綱（2001～2010）」を公表した。	衛生部、中国栄養学会
2002年3月	「栄養法」法案の制定を提案した。	全国人民代表大会
2003年	小・中学校における飲食教育の課題を研究し始めた。	陸少明、上海市静安区教育学院
2004年3月	「栄養条例」草案を起草した。	衛生部、中国栄養学会
2005年10月	「公共栄養士」という新職業を公表した。	国家労働社会保障部
2006年3月	「国民栄養条例」策定検討会、幼稚園、学校など栄養士の配置を提案した。	全国人民代表大会、衛生部
2007年9月	「中国居民膳食指針」改訂版を公表した。	衛生部、中国栄養学会
2007年9月	上海静安区威海路第三小学校で教育研究会を行い、『現代城市小学生生存能力教育実践研究』（現代都市部において、小学生における生きる力を育てる実践研究）の研究課題を出した。	上海市教育委員会と上海栄養学会
2007年10月	小・中学校の飲食教育をスタートする式典	浙江省紹興市の第一中学校
2008年10月	「生存教育現代城市小学生の必修課」（現代都市部において、小学生は生きる力を育てる授業を必修する）の論文を発表した。	陸少明、恽瑾『新課程』教育雑誌
2009年2月	「中国食品安全法」審議、同年6月1日に実行された。	全国人民代表大会
2009年8月	『小学飲食教育読本』（小学校飲食教育読本）という教材が誕生した。	恽瑾、陸少明
2009年9月	『小学飲食教育読本』（小学校飲食教育読本）という教材を使い、飲食教育の授業は正式に必修科目に入れられた。	上海市静安区威海路第三小学校
2009年10月	新聞記事：「国内首部小学飲食教育讀本走进上海课堂」（国内第一部の小学校飲食教育讀本を上海市で初めて使う）	袁微、中国消費者報の報道
2009年11月	上海市陳鶴琴小学校、江蘇州昆山市第一中心小学校、浙江省杭州市和睦小学校の3か所小学校で飲食栄養教育の授業を行っていた。	袁微、中国消費者報の報道
2010年	「中国食物と栄養発展要綱（2011～2020）」の編纂を開始し、栄養発展の目標を立てた。	衛生部、中国栄養学会

基礎として、広く認められている。健康飲食の生活理念と健康意識を高めていく狙いがある「中国居民膳食指南」は、中国の食育の発端と言える。「栄養士法」、「栄養法」、「栄養条例」、「食品安全法」などの制定や、食育の法的整備が進んでいる。中国の食育は政府の課題として、社会的に推進する必要がある。中国の飲食教育には前提条件として、安全、衛生、栄養三つの要素がある。中国小・中学校の飲食教育の課題を研究した陸少明は2009年に『小学饮食教育读本』（小学校飲食教育読本）という教材を作り出した。飲食教育を正式に学校の必修科目に入れ、食品を識別する能力、栄養バランス、いい食生活習慣、健康食品などに関する教育を提唱している。

5. 学校教育における食育

日本では、「食育基本法」⁷⁾により、「食育は、生きる上での基本であって、教育の三本の柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきもの」、そして学校教育の中核であると位置づけられている。

中国の「素質教育」（資質教育）は「中国教育改革与发展纲要」⁸⁾（中国教育の改革と発展に関する要綱）により、「素質教育」の特徴が生徒の思想、道徳、文化、科学、労働技能と身体心理などの素質を向上させる教育とされている。素質教育の中に生存能力の教育と飲食教育も組み入れることにより、生徒が社会の発展に順応し、自身の生活にも有利に、また、生徒の資質の全面的な発達を促すため、学校の教育は単なる知育だけでなく、徳育、体育、美育等を有機的に関連づけて学生の全面的な発達を促そうとする教育の実施が求められている。

5. 1. 日本の学校教育における食育の位置付け

2005年には、生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと食育を位置付け、国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため「食育基本法」が制定された。同法に基づき、2006年に「食育推進基本計画」⁹⁾が策定され、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、学校における食育を推進するとともに、地域や社会を挙げて子どもに対する食育を積極的に推進することが求められている。

「食育基本法」が施行され、学校全体で食育に取り組む体制が確立していく上で、新たに新設された栄養教諭や、それまで学校給食などに関わり食に関する様々な教育に携わっている人たちとともに、家庭科教諭・担当者も重要な役割を果たす必要が生まれてきている。

5. 2. 中国の学校教育における食に関する教育内容の位置付け

中国の「素質教育」（資質教育）という理念は「中国教育改革与发展纲要」（中国教育の改革と発展に関する要綱）により明確に示された。義務教育段階（小・

中学校）が「応試教育」（受験教育）を改め、国民の素質を全面的に高め、すべての子どもに向かい、全面的に学生のモラル、文化知識、科学技術、労働技能や身体・心理素質を高める教育へと転換し、子どもたちの生き生きとした、活発的な成長を促すべきであるとした。「素質教育」とは、生徒の思想、道徳、文化、科学、労働技能と身体心理などの素質を向上させる教育のことである。

「学校の教育は単なる知育だけでなく、徳育、体育、美育等を有機的に関連づけて学生の全面的な発達を促す教育の実施が求められている。「素質教育」の課程標準においては、「知識と技能」「プロセスと方法」「感情態度と価値観」などの視点から目標が設定された。要するに、知識・技能の習得にとどまらず、その方法とプロセスも理解させ、しかるべき態度や価値観も形成することがねらいである。そして、学校と社会とが密接に連携し合うことで、生徒の社会に対する責任感を涵養することや、情報技術を利用する意識と能力も育つこと、そして、労働と技術、生活の基礎、基本の技能も身につくことが期待されている」¹⁰⁾。

「义务教育劳动课准则」¹¹⁾（義務教育労働課程の準則）によると、小学校における労働技術教育の目的は、生活の自立のために、生活の中に基本的労働技能を学び、生活労働に主体的に参加し、新しいものを作り出す興味を育成し、生徒の創造的精神と実践的能力の育成に重点をおいて、労働技術教育と社会实践活动を加えることにより、生徒の全面的な発達と健全な成長を促すことである。

小学校の労働課では、子どもが家事労働、簡単な生産労働、社会的公共労働、生活の体験を前提として、基本的労働知識、技能を獲得し、勤労の価値観、より良い生活習慣を養成するための内容として、労働と技術教育の課程が開設されている。

以上の「労働と技術」の設置科目には、食に関する内容が含まれており、教育内容に食育の意識を入れ込んでいく傾向がある。

中国では、日本のような食育推進政策は制定されていない。素質教育として、全体的に生徒の心身発達を向上させる教育として、「飲食教育」は学校素質教育（資質教育）の重要な不可欠な一部分に認められ、重視される必要がある。全体的に「素質教育」を推進するため、教育課程の体系に「飲食健康教育」を採り入れる必要があると指摘されている。

5. 3. 日本と中国の学校教育における食に関する教育位置付けの比較

日本の教育基本法¹²⁾（平成18年12月22日法律第120号）では、教育の目的は次のように示されている。（__は筆者による）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

日本の学校教育法第28条において、「栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。」とされ、学校栄養職員が行っている栄養管理や衛生管理等の学校給食の管理に加えて、食に関する指導を一体的に扱うことが期待されている。

日本の食育基本法⁷⁾(平成17年6月17日法律第63号)では、前文で次のように述べている。(□は筆者による)

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

日本で、2005年に成立した食育基本法においては、生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきもの、と位置づけられている。

以上の内容により、日本の食育は、生きる上での基本であり、教育の三本の柱である知育、徳育、体育の基礎となるべきものだということがわかった。食育の大きな目的は、子どもたちが健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくことをわかった。教育の目的も人格の完成と心身健康を目指している。以上の内容を、次の図1に示した。

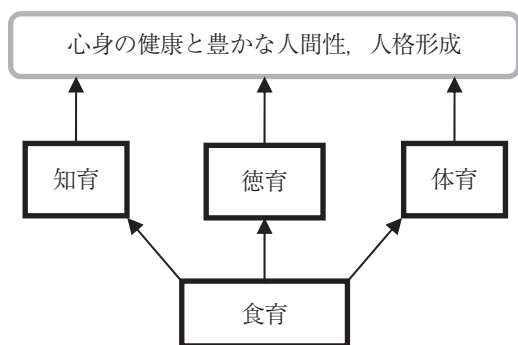


図1. 日本における教育三本の柱と食育の関連図

中国では、1999年2月に公布された「面向21世纪教育振兴行动计划」¹³⁾(21世紀に向かう教育振興行動計画)により、学校の教育は単なる知育だけでなく、徳育、

体育、美育等を有機的に関連づけて学生の全面的な発達を促そうとする教育の実施が求められている。特に徳育を強化し、体育と美育も重視し、かつ、労働技能教育と心身の健康教育を実施する。

「中国教育改革与发展纲要」(中国教育の改革と発展に関する要綱)では、「素質教育」は生徒の思想、道徳、文化、科学、労働技能と身体心理等の素質を向上させる教育と示している。「素質教育」の目標としては、生徒の資質の全面的な発達を促し、創造的な精神と実践的な能力を養い、主体的な精神と個性を伸張し、生涯にわたる発達を促すことである。

つまり、中国では、「徳育、知育、体育、美育、労育」等を有機的に関連づけて学生の全面的な発達を促す教育としている。

本研究に関連する飲食教育或いは食に関する教育内容は、まだ独立の教育分野として設置されていない。労働教育(労育)に組み入れる可能性がある。しかし、「労働と技術」という労育の授業内容は、食に関する内容が食物の分類、食物の栽培技術、調理実習などに偏っており、食生活の領域における教育内容が少なく、本当に飲食教育とは言えない。中国の東部地域の少数の小学校では飲食教育を実施している。飲食教育は新しい教育内容として、これからの位置付けが模索されている。以上の内容を示すと図2のようになる。

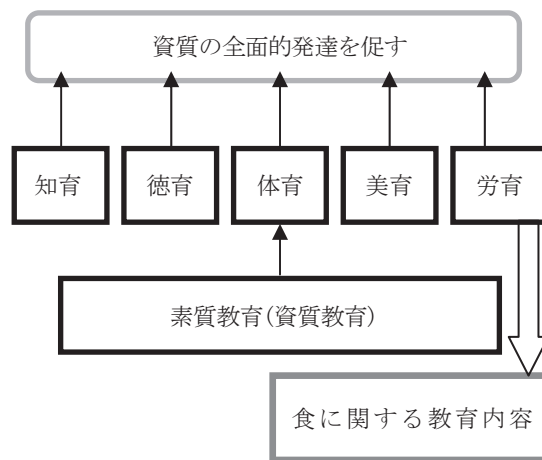


図2. 中国の素質教育と飲食教育の関連図

6. 学校教育における食育の現状と課題

6. 1. 日本の家庭科における食育について

菊谷は家庭科における食育について、「日本の中学校技術・家庭科(家庭分野)における食に関する指導については、食事や栄養・食材選択能力などの重要性和合わせて地域の産物、食文化の理解、基礎的・基本的な調理の知識と技術などに至るまで総合的にはぐくむことが必要とされている。さらに新学習指導要領においても、技術・家庭科の特質を生かして食育の充実を図るようにすることが明記されており、その中で中学生に必要な栄養量を満たす1日分の献立や地域の伝統的な食文化や行事食・郷土料理を扱うことが示されている。ただ中学生の現状を見てみると、自分で食事

を整えていることはほとんどなく、出された物を食べるか店で好きな物を選んで買って食べるが多い。このような受動的な食生活の実態を把握して学校の家庭分野で行う食の授業では、より生徒の生活に近い部分で役立てられる内容にしたいと考え、実物の提示や調理の実践などで「本物」を扱い、授業の題材に、行事食や郷土料理を取り入れて、人間の暮らしを豊かにしてくれる知恵が豊富にあることが伝わるようにしている。このように身近な生活の課題を主体的にとらえ、課題の解決を目指すことは、よりよい生活を営む能力につながるものと確信している。自らの食が健康に左右することを実感して生活し、自ら食環境の改善に努めていこうとする態度を養い、これが将来にわたって自立した生活を支える力となることを伝えたい¹⁴⁾と述べている。

文部科学省では、2013年5月、「今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議」を立ち上げ、今後の学校における食育の在り方について、中長期的な目標及びそれを実現するための具体的な事業や指導方法等について検討することとし、次のように示している。

「今後の学校における食育の在り方について」¹⁵⁾、「学校における食育は、栄養教諭を中心として、全職員の協力のもと、あらゆる教科、時間に行われるべきものとされており、具体的な教科・時間としては家庭科、保健体育科、給食の時間、総合的な学習の時間などが挙げられている。特に、家庭科、技術・家庭科においては、食に関する指導について家庭科の特質に応じて、食育の充実に配慮するよう規定されている」。

野田によると、「日本の家庭科は①戦後から一貫して食事の重要性や栄養学的な知識などについて体系的に指導してきた教科であること。②小学校から高校まで、すべての児童・生徒が食について学ぶ教科であること。③現在、学校で子どもたちを指導している教員、保護者、地域の人々の有する食に関する知識の根幹は家庭科教育が育んだものであるということなどの特徴があり、他の教科・時間よりも学校における食育に果たすべき役割は大きい。学校における食育での家庭科の役割は、食育の中心的教科として、家庭生活の中の食生活として総合的に食育を捉え、食に関する知識を体系化し、日常生活において実践できる態度を身に付けさせることであると考え¹⁶⁾。また、「家庭科として食育に取り組んでいないところ、多方面の要因がある。まず、家庭科の中で食育を行う時間が確保できないことが浮かび上がった。栄養教諭の配置との関係を見ると、栄養教諭がない学校も多い。栄養教諭の配置がなければ食育を推進できないという状況ではないが、栄養教諭の配置が学校全体の食育推進の大きな力となっていると言える。特に、栄養教諭がない学校では食育を行っている教科・時間として家庭科を挙げる者が最も多かった。学校の環境面を見ると、体制、設備、資料、計画、教員の資質、食育に必要な知識が教員に不足、食育推進の基本として条件十分に整えて

いないこともある。保護者や他の教員との連携など協力体制面など、多方面の要因との関連が明らかになった。つまり、学校環境や協力体制の整備、全校教員の研修を進めて行くことが重要である¹⁶⁾と指摘している。

日本家庭科教育学会¹⁷⁾は、栄養教諭制度創設にあたり、「子どもの食生活の諸問題の解決は、まず、家庭科教育に充てる時間数を増やしその充実を図ることにある」としたうえで、「食教育は学校の教育課程の中に家庭科教育の一部として確固として位置づけている」、「子どもの生活全体を視野に入れた食生活の教育で既に実績のある家庭科教育との連携を図ることが大切である」などの意見を公表している。

竹川は、「食を取り巻く現状を考えると、今回の食文化の伝承や調理に関する基礎的な知識と技能の習得のみならず、「食を大切に作る心の育成」、「栄養のバランスを考えた食事の摂り方」、「食の安全性の問題」、「食に関する適切な情報選択能力の育成」、「食を通しての人間関係の形成」など、課題は山積しており、学校教育において、食に関する指導を進めていくには、教科、領域等の連携を適切に図ることが大切なことである。」¹⁸⁾と指摘している。

今後は、各教科、領域の目標や指導内容を分析し、子どもの発達段階に応じた食に関する指導の在り方について検討を行いたいと考える。

6. 2. 中国の学校教育における「飲食教育」課について

上海市静安区教育学院の陸少明は2003年から中国小・中学校の飲食教育の課題を研究し始めた。陸の研究論文「小学饮食营养教育校本课程的开发与实施」¹⁹⁾(小学校における飲食栄養教育課の開発と実施)に発表した内容によると、中国の飲食教育は主に二つの内容を定めている。一つは、有害食品に関する知識と内容である。二つは、健康食品に関する教育内容である。飲食教育の前提として、まず、有害食品を識別する能力を培い、ジャンク・フードを遠ざける習慣を身に付ける。有害食品の危害、有害食品は健康を損なうことを知っていた上で、食品の選択できるように、有害食品の教育を行い、より良い摂食習慣をつけさせる。健康食品は人の体にいい食べ物である。栄養バランスのことを考え、食物の多様性を重視し、摂食の時、食物の組み合わせることをできるように、健康食品に関する教育を提唱している。

6. 2. 1. 「飲食教育」の授業内容と特徴

①「飲食教育」の授業特徴

陸少明の研究論文「小学饮食营养教育校本课程的开发与实施」¹⁹⁾(小学校における飲食栄養教育課の開発と実施)によると、「飲食教育」の授業には、三つの特徴がある。

一つ、実用性。生徒の身近な生活につながり、生活の実際に基づいて、教材を作る。自分自身の体の状況

により、飲食の組み立てが整えていく。科学的に飲食の意識を高めていく。生徒はこの学習を通して、疾病を予防する意識を飲食から生み出していく。自分自身の体質を向上させる。

二つ、総合性。飲食教育は単なる食に関する教育ではない。幅広い内容に及んでいる。教育学の一部分として、栄養学、医学、生理学、保健学などにまで及んでいる。各学領域及び各教科相互間の関連、交差し、重なり合い、系統的、統合的な内容とする教育の形である。

三つ、実践性。飲食教育は単なる知識の伝達や暗記ではない。日常生活という直接体験、観察、実験などを行い、問題解決の能力と生活を自立する能力を育てるとともに、自分の興味・関心に応じた学習に取り組む。

②「飲食教育」の授業内容

陸少明、惲瑾は『新課程』という教育雑誌に「生存教育現代城市小学生的必修課」²⁰⁾(現代都市部において、小学生は生きる力を育てる授業を必修とする)という論文を発表し、「飲食教育」は、生徒の生活の基盤となる教育と位置づけている。社会の変化や科学技術の進展に伴い食生活も大きく変化しているが、飲食教育の前提として、日常生活におけるより良い食習慣を身に付けさせ、健康を守るために有害食品の識別方法を教え、自らジャンクフードを遠ざける能力を育てる。さらに、正しい食品の情報を自分たちで入手し、それを活用することが必要だという問題意識から、将来にわたってより良い生活を営むための基礎となる能力と態度を育むよう配慮する必要がある。

ここでは、有害食品を「主に長期で食べ続けると体が悪影響になるジャンクフードを指す。」と定義している。2006年3月18日『中国日報』の新聞記事によると、現代のジャンクフードの上位10種類は、油で揚げ物、漬物、ビスケット、炭酸飲料、インスタントラーメン、缶詰、シロップ漬け果物、冷凍お菓子、焼き肉、加工肉である。

『実用日本語表現辞典』の解釈によれば、有害食品は、「人体や環境などに悪影響を与える飲食物を意味する語」と定義される。しかし、有害食品の内容について、公的な形のはっきりした定義づけは、明らかではない。

青少年の学生は成長期に毎日以上の食品を食べ続けると健康に大きく影響していくと思っている。だから、日常生活に関わる食品の選択が大事なことを考えられ、有害食品の識別、健康食品の判断などの学習を通して、自分の食生活が健康的なチェック、自分で点検できるようになると考えられている。

中国では、健康食品もはっきりした定義がない。広い意味では、「主に長期で食べ続けると体にいい食べ物を指す。」とされる。中国栄養学会が発行した「中国居民膳食指針(2007)」²¹⁾に紹介されていた健康食品は、穀物、野菜、果物、豆、卵、魚、肉など7種である。同時に、食品の栄養バランスについての詳しい指導も掲載されていた。「中国居民膳食指針(2007)」

によると、栄養バランスのポイントは栄養を考えた食品の組み合わせを中心にし、偏る食習慣を改善し、食品の多様性を基本とすることとされている。例えば、伝統的な主食を主に米、小麦などから玄米、トモロコシなどへ広げていくという意味である。

一方日本では、健康食品の明確な定義がないため、厚生労働省の説明を参考に「健康食品と呼ばれるものについては、法律上の定義は無く、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指しているものである。」²²⁾としている。そのうち、国の制度としては、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」がある。保健機能食品制度は、いわゆる健康食品のうち、一定の条件を満たした食品を「保健機能食品」と称することを認める表示の制度である。表3に厚生労働省の食品分類を示す。

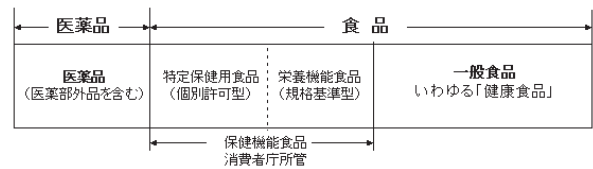


表3. 厚生労働省の食品分類

7. 中国における小学校飲食教育への提言

日本の食育では、2005年に「食育基本法」を実施し、社会的な視点から食育を推進している。国民的な食育推進運動が展開され、家庭や学校、保育所、地域などが連携して食育に取り組んでいる。食育の推進を通して、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的としている。同年4月1日から、栄養教諭制度が施行されることとなった。栄養教諭は、学校給食を生きた教材として活用し、栄養や食事に関する指導・教育を担当する。2006年に内閣府が示した「食育推進基本計画」⁹⁾では、給食の時間を基本に、さらに、家庭科と体育を中心に、各教科と総合的な学習の時間を充実させ、学校全体で食育の実施を組織的、計画的に推進するとされている。

以上の日本における食育の推進過程から見ると、食育は国の政策として、特に重視されている。食育の一環として、学校教育の責務が重要であるとしており、学校における食育を普及・定着させるため、食育基本法に先立って栄養教諭の設置を制度化している。学校教育活動全体を通じて食育の推進、各教科、全職員が連携・協力した食に関する指導体制も重要である。

日本は学校教育において食育を実施しているので、食育についての取り組みや様々な教育活動を通して、児童生徒は食知識を習得することができる。児童生徒は幼い頃から食物、栄養のことを勉強し、食事のマナーを理解し、食に関する生活習慣を身に付け、食の大切さに対する理解及び正しい食べ方を習得し、栄養のバランスを考えながら、食生活を営んで体の健康を保つことができる。

中国は最近、食品安全問題が多発しており、食育に関する法律、政策、体制なども未整備な状況にある。

また、陸らの調査によると、「中国の食に関する教育の内容の多くは疾病に関する食教育であり、まだ全国民向けの食教育システムになっていない。食教育はまだまだ始まりの段階にあると言わずにはならない。食教育の主な内容は、現代疾病による調理知識や栄養問題や偏食問題などであり、食品安全問題についての認識はまだ触れていない¹⁹⁾とされている。

つまり、現段階では、食品安全状況を改善するための食育の課題も重視する必要があると思っている。

陸少明、恽瑾は『新課程』という教育雑誌に「生存教育現代城市小学生的必修課」²⁰⁾(現代都市部において、小学生は生きる力を育てる授業を必修とする)という論文を発表した。この論文により、中国では、今の段階の飲食栄養教育の内容はより良い食習慣を養成することと健康食品及び食品安全のを中心として、健全な食生活を実践することができるように目指して行われていることがわかった。

劉智萍の論文「日本の学校における食育のプログラムが中国に与える示唆」から引用したデータを見ると、「1985年から2000年までの15年間で、7歳から18歳までの青少年男女の体重超過の検出率は、それぞれ1.2%と1.4%から“12%と7%”に上昇し、そして肥満の検出率はそれぞれ“0.2%と0.1%”から“5%と3%”に増加している。2004年の調査結果によれば、10歳から12歳の都会に住む児童の肥満検出率の上昇が著しく、1.17%も上昇し、15.97%に達している。2005年の中国の生徒体力健康調査によると、生徒の体力は下降状態にあり、体重超過と肥満は5年前よりもさらに深刻化している。1980年代から、中国の児童糖尿病の発生率はほぼ10年ごとに2倍に跳ね上がり、推計すると、青少年の糖尿病患者数は1千万人近くいる²³⁾ということがわかる。

これらの問題を解決するには、学校教育において、食育を実施する必要がある、義務教育段階から食育のための科目を設置したほうがよいと思われる。義務教育段階で全国民に食育の要旨を伝えることができると、国民的な食育を推進することが容易になる。幼い頃から食育を受けることによって、食に関する興味・関心を持ち、食育を通じて、正しい食習慣を身に付け、食生活習慣病を予防することができるであろう。

しかし、中国の「飲食教育」は学校において全面的には推進されていない。中国の東部地域には小学校で飲食教育が試行されているが、一部の地域や年齢層に限られている。食に関する教育内容と課程設置などがまだ不足している。「飲食教育」に関する論文も教材も多くない。2009年に発行された『小学校飲食教育読本』は教育部の指定教材ではないから、全国の飲食教育の共通教材には位置付けていない。

中国の飲食教育は食生活に関する教育として、食知識、食品安全意識、食品の選択などの向上を目指すと考えられており、義務教育段階の素質教育に組み込

うとする傾向が見られる。また、栄養、健康及び全社会の食品安全状況などを考えると、飲食教育を全面的に実施・推進する必要がある。今後の学校における食育の推進がさらに期待されている。食育の推進が全国に広がれば、青少年の食生活の問題を改善できる。

今後、中国における飲食教育の方針に注目し、特に中国の東部地域の飲食教育及び中国の小学校における飲食教育の実際について明らかにしていきたい。あわせて、日本の小学校食育について、さらに研究を深め、日本における成果を中国の小学校の飲食教育に役立てられるようにしていきたい。

これらの研究を継続し、日本と中国との交流などを通じて、両国の食育の推進に関して積極的な役割を果たしたいと考える。

8. 中国における小学校飲食教育への展望

今後、中国における小学校飲食教育への展望については、飲食教育は食の知識を教えるということだけでなく、食生活に迫る子どもの健康問題と食生活の自己管理能力、あるいは、食生活に関わる健康教育と生存教育も含まれることを考えている。

生存能力とは「積極的な生活態度と健康的な生活能力を有する」²³⁾ことである。児童生徒にとって、積極的な生活態度は、生活の自立、勤労意識などである。健康的な生活能力については、心身発達の健康、良い生活習慣などである。

中国の児童生徒に望ましい食生活の実践と食生活の改善を全面的に推進するには、飲食教育と今後の健康教育、生存教育の関係を示していく必要がある。これらの教育(飲食教育、健康教育、生存教育)と中国の「素質教育」の内容を充実するとともに、特に飲食教育を具体的に実践する内容を示していかなければならない。これらを飲食教育の大きな課題として、継続して研究していきたいと考えている。

参考文献

- 1) 河野公子(2004) 家庭科における食に関する指導の充実『教室野窓小学校家庭中学校技術・家庭』東京書籍
- 2) 沈祖芸(2009)『上海教育』半月刊「健康饮食走进小学课程」中国知网http://epub.cnki.net/kns/brief/default_result.aspx
- 3) 绍兴市地方志办公室編纂『绍兴年鉴(2007)』方志出版社 <http://cyfd.cnki.com.cn/Article/N2008040222001863.htm>
- 4) 袁微(2009)「国内首部小学饮食教育读本走进上海课堂」中国消费者报(2009. 10. 21)第B03版中国知网 <http://kreader.cnki.net/Kreader/ViewPage.aspx>
- 5) 森田倫子(2004) 食育の背景と経緯—「食育基本法案」に関連して—国立国会図書館、農林環境課調査と情報第457号
- 6) 伊深祥子、高橋沙織(2012) 食に関する家庭科教育の現状と課題、愛知教育大学家政教育講座研究紀要第42号 p 59—68
- 7) 日本内閣府食育基本法(2005年6月17日法律第63号)、前文
- 8) 中共中央、国务院(1993年)「中国教育改革与发展纲要」

- 9) 厚生労働省 (2006) 食育推進基本計画
<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/work/susume/f-2.html>
- 10) 田中耕治, 水原克敏, 三石初雄, 西岡加名恵 (2011) 「9章 諸外国の教育課程改革」『新しい時代の教育課程』第3版, 有斐閣, p.303-306
- 11) 中国国家教育委員会 (1992) 「劳动可课大纲」「义务教育劳动课准」<http://kreader.cnki.net/Kreader/CatalogViewPage.aspx>
- 12) 日本文部科学省教育基本法 (2006年12月22日法律第120号) 教育の目的
- 13) 中国教育部 (1999) 「面向21世纪教育振兴行动计划」
- 14) 菊谷愛 (2010) 技術・家庭科 社会や生活に主体的に対応していく力を育てる食教育, 滋賀大学教育学部附属中学校研究紀要, 第52集, p.106-111
- 15) 文部科学省 (2013) 今後の学校における食育の在り方に関する有識者会議「今後の学校における食育の在り方について」
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/08/01/1338349_2.pdf
- 16) 野田文子, 杉本仁未 (2013) 家庭科と食育の指導に関する考察, 大阪教育大学紀要, 第61巻第2号, p.95 - 103
- 17) 日本家庭科教育学会 (2004) 中央教育審議会中間報告「食に関する指導体制の整備について」
- 18) 竹川春美 (2005) 小学校家庭科における食に関する指導, 奈良県立教育研究所研究紀要
<http://www.nps.ed.jp/nara-c/gakushi/kiyou/h17/data/a/a11.pdf>
- 19) 陸少明 (2010) 「小学饮食营养教育校本课程的开发与实施」『现代中小学教育』中国知网
<http://kreader.cnki.net/Kreader/CatalogViewPage.aspx?dbCode=CJF>
- 20) 陸少明, 恽瑾 (2008) 『新課程』现代城市小学生必修課生存教育
<http://kreader.cnki.net/Kreader/CatalogViewPage.aspx?dbCode=CJFQ&filename=XKZH200812012&tablename>
- 21) 中国卫生部, 营养学会, 王朝君 (2008) 「中国居民膳食指南 (2007)」
- 22) 厚生労働省「健康食品」のホームページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/
- 23) 劉智萍 (2012) 日本の学校における食育のプログラムが中国に与える示唆, 高知大学学術研究報告第61巻